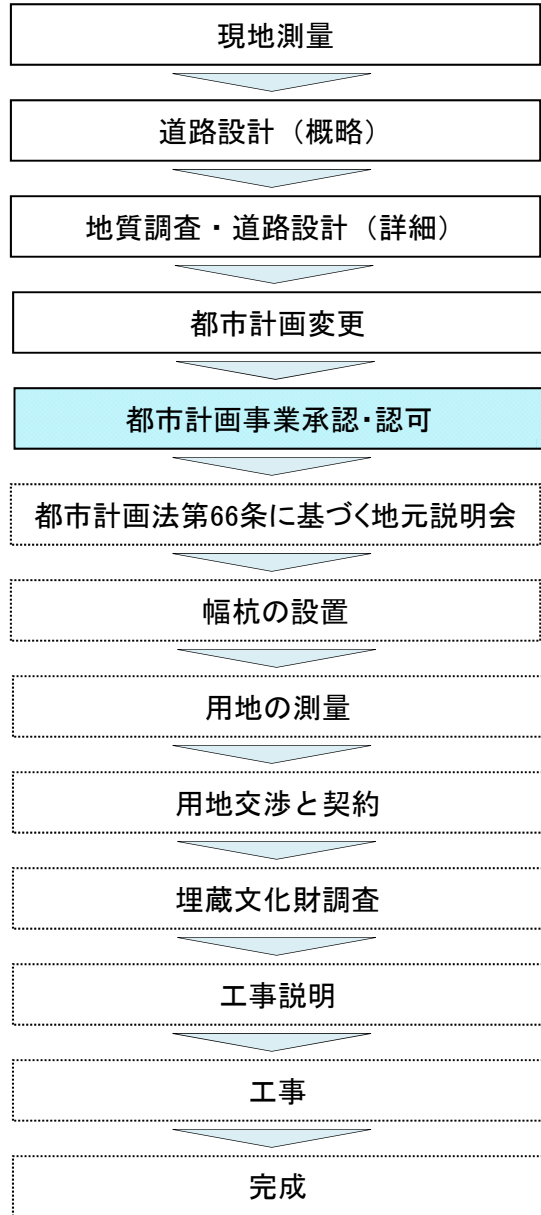


# 事業の流れと現在の進捗状況

新大宮上尾道路については、一部道路構造を見直す必要が生じたことから、令和元年10月1日に都市計画変更を実施しました。

今回、新大宮上尾道路(与野～上尾南)の延長約8kmについて、令和2年3月13日に都市計画事業承認・認可が告示されました。

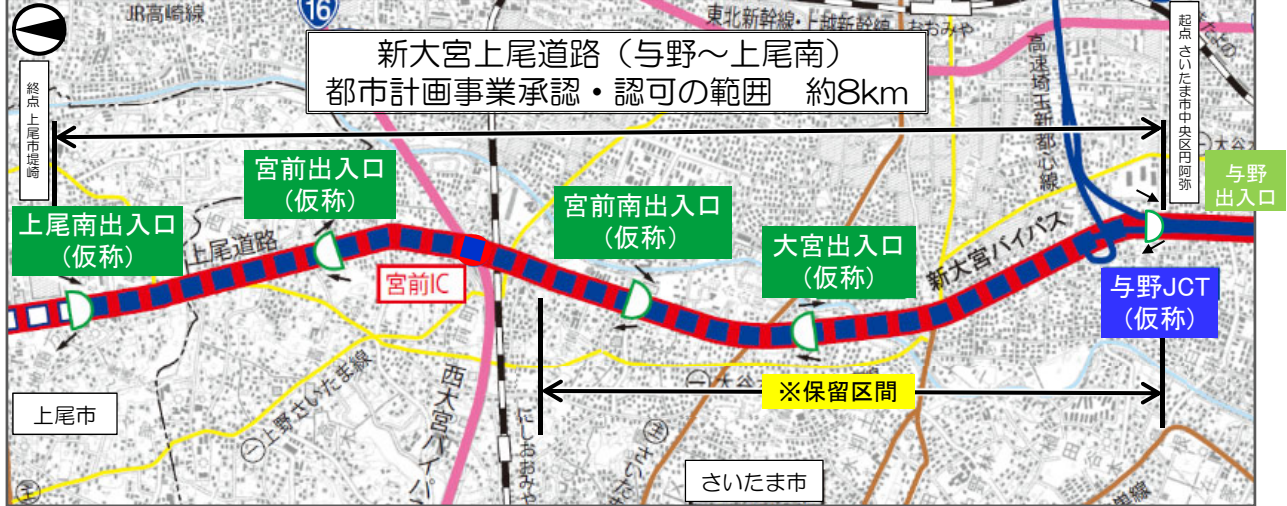
今後、地権者等の方々に都市計画法第66条に基づく地元説明会(都市計画事業承認・認可の内容、設計内容、用地取得の流れを説明)を開催し、用地買収に着手していきます。



位置図



平面図



※保留区間: 収用または使用の手続きを保留する区間

## 都市計画事業承認・認可とは

- 都市計画事業承認・認可とは、都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、円滑かつ着実な事業実施を図るために、施行者が国土交通大臣または都道府県知事からの承認・認可を受け、事業を施行する手続きです。
- 都市計画法第59条に基づき、都市計画で定められた道路（都市施設）について、国土交通大臣及び首都高速道路株式会社が事業を施行することの承認・認可を、このたび受けたものです。
- 都市計画事業承認・認可の告示後は、以下に示す都市計画法に基づく法的効果が生じます。

### (1) 建築等の制限（65条）

事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合は、さいたま市長または上尾市長の許可が必要となります。

### (2) 土地建物等の先買い（67条）

施行者公告以降（公告日の翌日から起算して10日を経過した後）は、事業地内において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けて頂く必要があります。届出後30日以内は売買が行えない等の制限がございます。

### (3) 土地の買取請求（68条）

事業地内の土地で収用の手続きが保留されている土地の所有者は、施行者に対しその土地を時価で買い取るよう請求ができます。なお、買い取る土地価格は所有者と施行者とが協議して定めることとされています。

※詳しくは大宮国道事務所HPをご確認下さい

<https://www.ktr.mlit.go.jp/oomiya/oomiya00394.html>